

＊ 「対内及び対外証券投資の状況」統計の計上方法等の変更のお知らせ

標記の「対内及び対外証券投資等の状況(約定ベース、週次・月次)」は、指定された大口投資家の証券売買額を集計した統計ですが、統計利用者の利便性を高めるため、報告手続きの電子化に合わせて、平成 17 年 1 月の取引分から計上方法を変更(対内及び対外の分類基準をこれまでの建値通貨から、国際収支統計ベースに合わせて、証券発行体の居住性に変更)いたします。

具体的には新しい統計の名称を「対外及び対内証券売買契約等の状況(指定報告機関ベース、週次・月次)」とするとともに、商品別区分拡充(週次・月次での短期証券の追加公表)、対外証券投資の投資家業態別区分拡充(月次での証券会社などの追加公表)など統計の充実を図ります。

そして、国際収支統計に合わせ、今回より「ネット」は「対内証券投資」、「対外証券投資」のいずれも「資本流出入ベース」(資本流入をプラス、流出をマイナス)で表すこととしました。その結果、対外証券投資において居住者が非居住者証券を買い越した場合には、「ネット」でマイナス表記されますので、ご留意願います。(詳細は別紙参照)

新統計ベースでの発表は、週次報告については今回(1月2日～8日分)より、月次報告については1月分(2月14日発表)よりとなります。

なお、統計データについては、上記のとおり、従前の「対内及び対外証券投資等の状況」とはベースが異なるため、従前のデータとは連続していませんので、ご留意を願います。

証券商品にかかる新旧統計の計上の違い

【旧統計】
円払証券か外貨証券かで区分

		対内証券投資	対外証券投資
		円払証券	外貨証券
		本邦において、かつ、本邦通貨をもって支払われる証券	外国において支払を受けることが出来る証券又は外国通貨をもって表示される証券
【新統計】	対内証券投資 居住者発行	・本邦・円建株式 ・本邦・円建債券 引き続き【対内証券投資】として区分	・海外・外貨建債券(居住者発行) ・海外・ユーロ円債(居住者発行) 【対外証券投資】から【対内証券投資】に区分が変更
	発行者が居住者か非居住者かで区分 対外証券投資 非居住者発行	・本邦・円建債券 非居住者発行：「サムライ債」 【対内証券投資】から【対外証券投資】に区分が変更	・海外・外貨建株式 ・海外・外貨建債券(非居住者発行) ・本邦・外貨建債券(非居住者発行「ショーン債」) 引き続き【対外証券投資】として区分

対外及び対内証券売買契約等の状況（週間・指定報告機関ベース）

この度の改訂により、「ネット」は国際収支統計に合わせて資本流出入ベースで表記しており、対外証券投資における「ネット」のマイナスは居住者による非居住者発行証券の買い越しを意味しますのでご留意願います。なお、下に【参考】として掲げている旧ベースの「ネット」についても同様に資本流出入ベースで表記しておりますので、既発表統計とは符号が逆になっております。

1. 対外証券投資【居住者による売却・買入】

(単位：億円)

	株 式			中長期債			小計	短期証券			合計
	売却 (資本の流出)	買入 (資本の流出)	ネット (資本の流出)	売却 (資本の流入)	買入 (資本の流出)	ネット (資本の流出)	ネット (資本の流出)	売却 (資本の流入)	買入 (資本の流出)	ネット (資本の流出)	ネット (資本の流出)
平成17年1月2日～1月8日											
【参考：旧ベース】											
平成16年12月27日～12月30日											
平成16年12月20日～12月24日											
平成16年12月13日～12月17日											
平成16年12月6日～12月10日											

「売却」は「旧統計における(居住者の)処分」
 「買入」は「旧統計における(居住者の)取得」
 「ネット」のプラスは「旧統計における(居住者の)売り越し」(資本流入)

ネットは資本の流出入（プラスは流入、マイナスは流出）

2. 対内証券投資【非居住者による買入・売却】

(単位：億円)

	株 式			中長期債			小計	短期証券			合計
	買入 (資本の流入)	売却 (資本の流出)	ネット (資本の流出)	買入 (資本の流入)	売却 (資本の流出)	ネット (資本の流出)	ネット (資本の流出)	買入 (資本の流入)	売却 (資本の流出)	ネット (資本の流出)	ネット (資本の流出)
平成17年1月2日～1月8日											
【参考：旧ベース】											
平成16年12月27日～12月30日											
平成16年12月20日～12月24日											
平成16年12月13日～12月17日											
平成16年12月6日～12月10日											

「買入」は「旧統計における(外国人の)取得」
 「売却」は「旧統計における(外国人の)処分」
 「ネット」のプラスは「旧統計における(外国人の)買い越し」(資本流入)

ネットは資本の流出入（プラスは流入、マイナスは流出）

注1：本年1月より、国際収支統計関連の見直しに伴い、本統計における対内及び対外の分類基準を、建値通貨から証券発行体の居住性に変更し、「対外及び対内証券売買契約等の状況（指定報告機関ベース、週次・月次）」とするとともに、商品別区分の拡充（短期証券の新規公表）を行った。平成16年末までの係数については【参考】として改訂前の旧ベースの係数を記載。

注2：指定報告機関とは、外為法報告省令21条により財務大臣が指定した銀行等、証券会社、保険会社若しくは投資信託委託業者。